

○酒田市教育委員会教育長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、教育行政の円滑な執行を図るため、酒田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が教育委員会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 教育行政の進展に功績のあったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号以外のもので、教育長が特に必要と認めたもの

(支出区分及び支出基本額)

第3条 交際費の支出区分及び支出基本額は、次のとおりとする。

- (1) 見舞金は、病気、災害、事故等の見舞いに係る経費で、支出金額は実費相当額とする。
- (2) 生花は、慶弔、各種大会等における生花とし、支出金額は実費相当額とする。
- (3) 会費・御祝は、各種大会、式典、懇親会等の参加に係る経費で、支出金額は会費相当額とする。
- (4) 交際物品費は、記念品や土産等に係る経費で、支出金額は実費相当額とする。

2 前項の支出に際し、特段の事情がある場合又は上記支出区分以外に支出する必要がある場合は、社会通念等に照らした額を支出する。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。